

不祥事根絶に向けた友部特別支援学校の取り組み

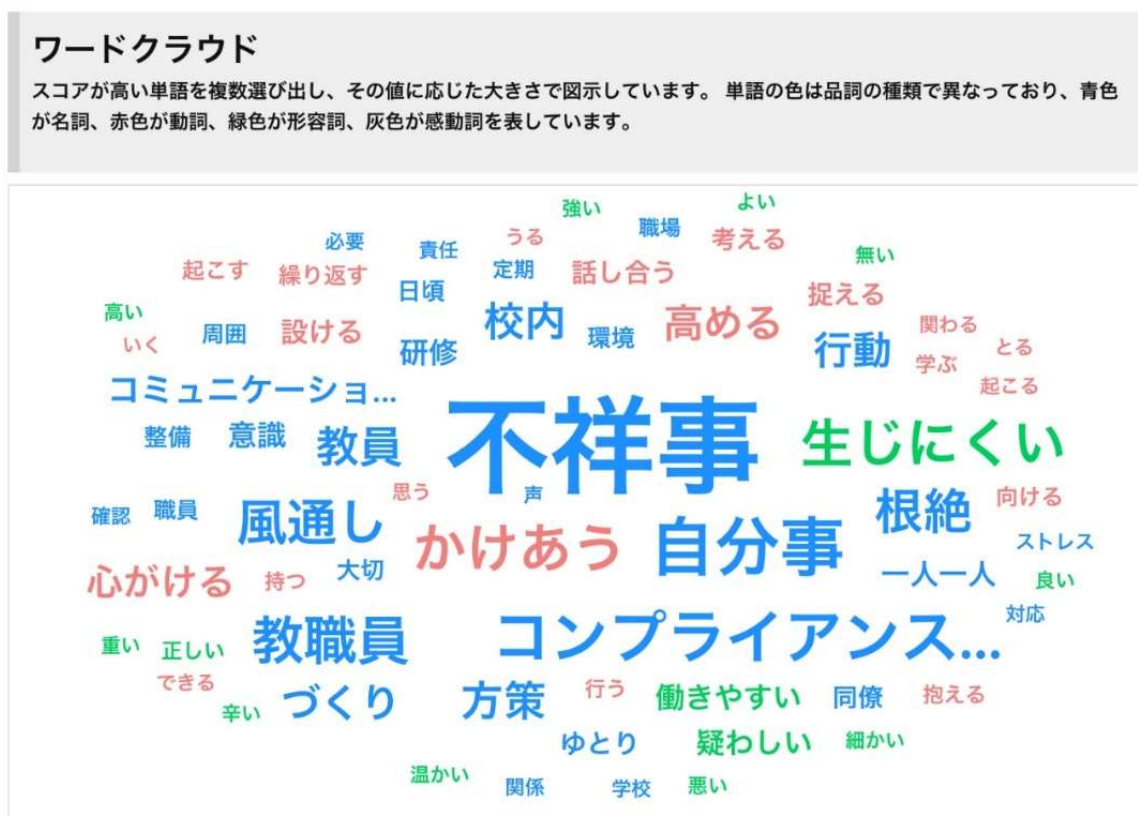
茨城県立友部特別支援学校長 小沼博義

1 重点項目

教職員(59名)から提案された、不祥事を防止するための方策や意識改革についての文章を、チャットGPTにより要約。

意識の向上と情報共有	職員一人ひとりが意識を持ち、普段と違った様子や気になる点を共有することで不祥事を防ぐ。
職場環境の改善	ストレスを軽減し、風通しの良い職場をすることで、教員間の信頼感を高め、不祥事を未然に防ぐ。
研修と教育	定期的な研修を通じて、教職員が自らの行動を見直し、意識を高める。
コミュニケーションの強化	お互いに注意喚起できる環境を整えることで、問題を早期に発見しやすくする。
自己責任の意識	教職員が自分事として捉え、責任を持って行動することで不祥事防止に繋げる。

<参考> 教職員(59名)から提案された、不祥事を防止するための方策や意識改革について、AIテキストマイニングによってまとめた図。



2 取り組み

(1) コンプライアンス研修

ア 目的

- 教職員のコンプライアンス意識の醸成を図り、職場での良好な人間関係をよりよい信頼関係の構築につなげ、風通しの良い職場づくりをめざす。
- 教育公務員としての使命を自覚しつつ、コンプライアンスの推進に努めることにより、児童生徒、保護者及び地域住民から信頼される学校づくりをめざす。

イ 方法等

- ① 部ごと（小・中・高・舎）に年間 4 回以上実施
- ② コンプライアンスに係る具体的な事例研修し、まとめた内容を学校全体で共有

(2) 校長コンプライアンスだよりの発行

ア 校長が Google classroom によって毎月発行

イ 不祥事の事案や最新の情報等を共有し知識や認識の更新

(3) 「飲酒運転防止六か条」の策定

ア 令和 5 年度に策定し、毎年度当初に内容の確認

イ 交通事故時対応マニュアルの配付



3 主な校内規定

(1) 個人情報の取り扱い

ア 「茨城県立友部特別支援学校情報セキュリティ実施手順を定める要項（抜粋）」に基づいて取り扱う。

- ① 情報資産の持ち出し・持ち込み等（情報資産取り扱い帳簿の記入）
- ② 電子メールでの送信時に、他の送信先の電子メールアドレスが分からないようにする。
- ③ 個別の指導計画、個別の移行支援計画、個別の教育支援計画、個人ファイル、服薬一覧表等については、情報資産の重要性分類を「最重要Ⅰ」とし、学校外への持ち出しや校務セグメントに接続したパソコンのハードディスクへの保存、電子メール等による自宅等学校外への送信を禁止する。

イ 児童生徒の画像や情報については、保護者の承諾を得た上で取り扱う。

- ① 取り扱いについて、毎年度当初に保護者に確認をする。
- ② ホームページや新聞等に掲載される場合は、その都度保護者に連絡する。

(2) 服務に関すること

「職員の服務等（茨城県立学校職員服務規程等に基づいて作成）（抜粋）」に従い職務を遂行する。

ア 現金、物品、諸帳簿の管理、物品や出席簿、指導要録等の校外への持ち出し禁止

イ 個人情報の管理

ウ その他

- ・ 通勤、出張時の自家用車の使用は、安全運転に十分留意する。
- ・ 事故があった場合は、加害被害を問わず速やかに教頭等を通じて校長に連絡する。
- ・ 学校敷地内は禁煙とする。
- ・ 児童生徒への体罰は絶対に行わない。

(3) 飲酒運転の防止について（本校の「飲酒運転防止六か条」の厳守）

第 1 条 酒席に参加し飲酒する場合は、原則として自動車等を使用せず、家族の送迎や公共交通機関等を利用する。

第 2 条 酒席の案内時に、飲酒運転の防止について注意喚起をする。

第 3 条 開宴時及び閉宴時に、飲酒運転の防止について注意喚起をする。

第 4 条 飲酒ができない職員や飲酒をしない職員に飲酒を勧めない。

第 5 条 日ごろから職場全体で話題にする等、「飲酒運転は絶対に許さない」という機運を盛り上げる。

第 6 条 定期的に校内研修等を実施し、コンプライアンス意識の醸成を図る。

令和 6 年 9 月 6 日